

大山崎町監査告示第5号

「住民監査請求」に基づく監査結果をここに公表する。

平成21年10月20日

大山崎町監査委員 中野 修
同 森田 俊尚

平成21年10月6日付け、受付した「住民監査請求」について、地方自治法第242条第4項の規定により、別添の通り公表致します。

1 大山総第 2 4 3 7 号
平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日

請求人

○ ○ ○ ○ 様

大山崎町監査委員 中 野 修
同 森 田 俊 尚

住民監査請求の取扱いについて（通知）

平成 2 1 年 1 0 月 6 日付けで、あなた様から提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきまして、請求内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんでしたので、これを受理せず、却下しましたので、通知します。

1. 請求の要旨

- ① 職員 2 名は、大山崎町自主研修実施要綱による自主研修制度を利用するに当り、研修実施日を虚偽申請し、職務を専念する義務を不当に免除された。
- ② 大山崎町長は、自主研修制度の運用に当って職務怠慢によって大山崎町に損害をあたえた。
- ③ 以上により、町に損害を与えた職員及び職務怠慢により町に損害を与えた大山崎町長は、大山崎町に対し連帯して損害賠償を求める。

2. 監査委員の判断

- ① 請求者が虚偽とした当該行為のあった日又は、終わった日（平成 2 0 年 8 月 4 日）から一年を経過しており、地方自治法第 2 4 2 条第 2 項の規定により、これを請求することができないとなっている。

以上 監査委員 2 名が慎重審査した結果、「不受理」としたことで合議し、本請求については、「却下」とします。